専門性などを生かしてNPOと協働することや、こうした人材を活用していくことが大切です。

(参照: P15® 地域におけるつながりの希薄化)

◆ 主な施策◆

○ 地域における多様な担い手の育成

公共サービスを担う主体の一つであるNPOの組織力向上を支援していきます。

また、ボーイスカウト、ガールスカウトを始めとする青少年団体が行う活動を助成し、社会参加の拠点となる青少年団体の育成を図ります。

さらに、知識・意欲のある中高年やシニア世代を講師として養成し、子ども・ 若者に環境学習を広げるとともに、世代間交流を進めます。

3 子ども・若者が安心して暮らせる社会環境づくり



(1) 有害環境への対応

取組の視点

近年のスマートフォンの急速な普及など、青少年を取り巻くインターネット環境が変化する中、青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶ちません。インターネット上の有害情報から青少年を守るため、本県では「愛知県青少年保護育成条例」などによりフィルタリングの活用を促進していますが、青少年のフィルタリング率は50%未満にとどまっています。

スマートフォン等のフィルタリングを普及し、有害環境対策を行うとともに、青少年がSNSを利用する際の基本的な注意点を啓発するほか、子ども・若者が主体的に情報を取捨選択する力を身につけることができるよう、社会全体で青少年を保護、育成する環境づくりを進めることが必要です。

(参照: P19@ 情報化社会の進展、P33@ インターネットの利用、P32@ 居場所、つながり)

◆ 主な施策◆

o インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

青少年をインターネットのトラブルから守るため、フィルタリングの必要性や、子どもの成長段階別に起こりやすいトラブル、保護者が子どもに守らせるべきルールをまとめたテキストを作成し、「保護者のためのネットモラル塾」を開催するなど、啓発活動を実施します。





ネットモラル塾のイメージキャラクター「スマッホー」



「保護者のためのネットモラル塾」の開催(平成30年6月)

o 有害環境対策の推進

「愛知県青少年保護育成条例」について広く啓発を図るとともに、本条例に基づく有害図書類、有害がん具類の指定、携帯電話・インターネット接続役務提供事業者等への立入調査、警察と連携した深夜営業施設や有害役務営業を営む店舗等への立入調査の実施、関係業界・事業者の協力による有害環境を排除するための自主的な規制措置など、有害環境対策に向けた取組を着実に進めていきます。

o 情報教育の推進

小・中学校における情報モラル教育の取組や役立つ情報などを道徳教育総合 推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。

また、子ども・若者が、インターネット上の情報をうのみにするのではなく、 その信頼性を自ら判断し、さらには、情報を発信できる能力(情報リテラシー) を身につけるため、児童生徒の学習、教職員の研修、情報モラルに関する保護 者への啓発等を進めます。 [P41再掲]

o 薬物乱用等の防止対策の推進

医薬品等の乱用による健康被害の発生を防止するため、薬局開設者、医薬品販売業者等に最新の情報を周知し、不正に譲渡されることのないよう監視指導等を行うとともに、危険ドラッグの危険性についての啓発活動を実施します。

また、麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー等の薬物乱用を防止するため、取扱者に対する指導、取締を実施し、薬物乱用防止指導員活動、「ダメ。ゼッタイ。」 普及運動等による啓発や相談、広報や薬物乱用防止教室を実施します。

さらに、未成年者の喫煙を防止するため、市町村、学校等と連携した防煙教育(主として未成年者の喫煙開始の防止と喫煙習慣化の防止を目的とした教育)を推進します。

(2) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

取組の視点

児童ポルノがひとたびインターネット上に流出すれば、完全に削除や回収をすることは非常に難しく、被害を受けた子どもの苦しみは将来にわたって続くことになります。近年では、子どもが、コミュニティサイト等を通じて知り合った相手にだまされたり、脅されたりして、自分の裸を自ら撮影し、その画像をメール等で送信させられる「自画撮り被害」も増えています。

こうした「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反や児童福祉法違反といった福祉犯は、被害を受けた子どもの心に有害な影響を及ぼし、健全な育成を阻みます。被害者の発見・保護に努めるとともに、インターネットの適正利用について啓発する必要があります。

(参照: P19@ 情報化社会の進展、P33@ インターネットの利用、P32@ 居場所、つながり)

◆ 主な施策◆

o 少年の福祉を阻害する犯罪への対策

インターネットを利用した少年の福祉を阻害する犯罪の未然防止を図ると ともに、取締りを行い、被害少年の保護対策を推進します。

(3) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないまちづくり

取組の視点

本県では、刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現をめざし、2018年度から2020年度までを戦略期間とする「あいち地域安全戦略2020」を策定し、県民総ぐるみで安全なまちづくりの推進に取り組んでいます。また、交通事故死亡者数は、減少傾向にあるものの、平成29年まで15年連続で全国ワースト1位という状況にあるため、交通事故防止対策にも力を注いでいます。

子ども・若者が犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子ども・若者の安全確保に努め、安心・安全なまちづくりを推進していくことが必要です。

(参照: P29g 少年非行、P32g 居場所、つながり)

◆ 主な施策◆

o 地域防犯活動の推進

子ども・若者を犯罪等による被害から守るため、子ども・若者に対する防犯 教育を強化するとともに、学校、地域、警察等が一体となって子ども・若者を 犯罪から守るための体制の整備、充実を図ります。

公立小・中学校においては、学校における、より実践的な安全教育、安全管

理を推進することができるよう、教職員に対する研修を実施するとともに、登下校時等の安全確保が地域ぐるみで図られるよう、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークによる不審者等の情報を提供します。

○交通事故防止活動の推進

県民総ぐるみの「交通安全県民運動」を展開し、交通安全県民大会の開催や、 車両運転中の「ながらスマホ」による交通死亡事故を防止するため、重点的な 広報や啓発キャンペーンを実施します。

また、交差点などでの道路の横断に必要な判断力をチェックできる、歩行環境シミュレータを活用した出張講座等を開催するなど、子ども・若者に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通事故防止を図ります。

4 子育て支援等の充実

取組の視点

核家族化や都市化が進み、地域とのつながりが希薄になっている中、身近に相談できる相手がいないなど、子育ての孤立感、不安感や負担感を感じやすくなっています。また、どのような支援サービスがあるのか十分に知られていないことや、支援を必要とする家庭の情報を関係支援施設相互で共有する体制づくりが、なかなか進まないなどの課題も指摘されています。

自ら子育て支援施設へ来ることができない保護者への働きかけや、子育て支援サービス相互の連携強化、要支援家庭についての情報の共有、相談体制の強化などにより「切れ目ない支援」を実施するとともに、地域全体で子育て家庭を応援する機運を高めていくことが必要です。

(参照: P14@ 核家族化の進行、P15@ 地域におけるつながりの希薄化、P22@ 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

o 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

社会全体で子育てを応援する機運を高めていくため、毎月19日の「子育て応援の日(はぐみんデー)」の普及を推進し、強化月間である11月を中心にイベント等の啓発活動を実施します。また、子育て家庭等に「はぐみんカード」を配布し、協賛店舗、施設等でのカード提示により様々な優遇を行い、地域が一体となって子育てを応援します。

さらに、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談にワンストップで対応する 子育て世代包括支援センターの市町村における設置を推進します。

また、外国人の子育で支援として、「多文化子育でサロン」の設置を市町村と連携して進めます。 [P52, P60再掲]



取組の視点

女性の社会参加が進んで共働き世帯が増加している中で、働く人が子どもを 持ち、育てながら、生き生きと働き続けていくためには、仕事と生活の調和が 不可欠です。女性が子育てしながら働き続けるためには、男性の積極的な育児 や家事への参加が必要ですが、県内企業で働く男性の育児休業取得率は4.6% と、少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において定めている2020年に 13%という目標を大きく下回っており、男性の育児等への参加は進んでいませ ん。

また、国の調査によると、週労働時間60時間以上の男性就業者の割合は、40 歳代14.9%、30歳代14.7%と全体11.6%よりも高く、男性の育児休業取得率は 5.14%と、子育て世代にあたる男性の長時間労働の状況も深刻です。

こうした現状や課題を乗り越え、男女がともに子育てしながら働き続けられ るようにしていくためには、長時間労働の是正や育児等との両立など、男性の 働き方の見直しも含めたワーク・ライフ・バランスの更なる推進と、企業や県 民の意識・行動を変えていく取組が求められます。

(参照: P12m 子ども・若者人口の減少、P14m 核家族化の進行)

◆ 主な施策◆

o ワーク・ライフ・バランスの推進

全ての労働者が仕事と生活の調和の取れた働き方が選択できる社会を実現 するため、県や愛知労働局、労働団体、経済団体等を構成員とする「あいちワー ク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、官民一体の取組を一層推進しま す。

また、従業員が仕事と育児、介護、地域活動などを両立できるよう積極的に 取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を促進し、男女がと もに安心して子どもを持ち、育てながら働き続けることができる職場環境の整 備を進めます。

広く県内の企業等に対しては、「県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時 退社の取組等を呼び掛ける「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を実 施するとともに、管理職等の意識啓発を図る「イクボス養成講座」を開催しま す。







IV 未来をつくる子ども・若者の活躍促進

1 愛知の産業の担い手となる人材の育成

取組の視点

本県のモノづくり産業は、時代の変遷に応じて高度に発展してきました。次世代自動車を中心とした自動車産業、日本一の集積を誇る航空宇宙産業のさらなる発展に加え、環境・新エネルギー、健康長寿など新たな産業分野についても、技術・技能を継承しながら、これからの時代の変化にも対応できる担い手の育成、振興を図っていく必要があります。しかしながら、理系人材は不足しており、モノづくりへの興味を高める取組の重要性は高まっています。

また、本県は、大都市圏でありながら、野菜、花きなどの園芸部門や畜産部門を中心とした全国有数の農業県でもあります。担い手の減少や高齢化が進み、また、安価な輸入品が浸透する中、6次産業化(*)や農商工連携などによる付加価値の高い商品開発や、県内外での販売促進により、さらに競争力を高めていく必要があります。

(参照: P35® モノづくりへの関心、P22® 自己肯定感、将来展望、悩み)

* 6次産業化とは、1次産業、2次産業、3次産業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

◆ 主な施策◆

o 産業首都あいちの担い手となる人材の育成

モノづくりへの関心を高めてもらい、将来のモノづくりを担う人材を育成するため、技能五輪メダリスト等を講師とした出前講座や小・中学生を対象とした技能大会「アイチータ杯」を開催します。







少年少女技能競技大会「アイチータ杯」(平成 29 年 11 月)

また、中小企業の若手社員や工業系学生などにモノづくりの技能を伝えるため、「あいち技能伝承バンク」によるあいち技の伝承士の派遣を行います。



さらに、製造業などに従事する女性技術者・研究者の拡大を図るため、モノづくり女子を育成する事業を実施します。

水素を始めとした新エネルギー産業への関心を高めるため、小・中学生を対象に水素社会を体験する見学会等を行うほか、FCV(燃料電池自動車)を始めとする次世代自動車産業の将来を担う人材を育成するため、県内の工業高校の生徒を対象とした「FCV出前授業」を行います。

また、将来の航空機製造現場を支える人材を確保するため、工業高校や専門 学校の生徒を対象に航空機製造を学ぶセミナーを開催します。

さらに、高等学校、特別支援学校において、各種職業資格の取得を奨励する ため、技能検定及び顕彰を実施します。

O理数教育の推進

研究指定校による教育課程の研究や、支援員の配置による教材開発、授業支援、出前講座等の開設など、科学・技術・工学・数学等の分野に重点を置いたSTEM(ステム)教育を推進します。

また、理科離れを防ぎ、科学技術への意識付けを図るため、科学技術教室を開催するとともに、出張発明クラブの開催、県内の理科サークルやNPO等と連携した科学技術普及啓発イベントの実施、愛知・名古屋ゆかりのノーベル賞受賞者顕彰施設の整備、若手研究者の顕彰など、科学技術と子ども・若者を結ぶ取組を推進します。

さらに、本県の主要産業である製造業等に従事する女性技術者・研究者の拡大を図るため、女子中高生・保護者・教員などを対象に理系分野への進路選択を支援する事業を実施します。

o 農林水産業の担い手となる人材の育成

農業科・農業系列の県立高等学校におけるGAP(農業生産工程管理)教育を 推進するため、生徒を対象とした専門講座を開設するとともに、指導者を育成 するため、教員を対象とした研修会を実施します。

また、農業大学校においては、経営管理等の農業科目の教育や専門技術を習得するための実習を行うとともに、農家派遣研修、海外視察研修等を行い、担い手を育成します。

加えて、中学生を対象とした、漁業の知識や技術に関する学習会の開催、林 業従事者等を対象とした、林業技術及び生産性の向上を図るための研修を実施 します。

○ 多様な人材の育成・活用

本県のモノづくりを支える人材として、アジア諸国出身の技術系を中心とした留学生を受け入れるとともに、県内企業の国際競争力を強化するため、企業と留学生の交流・相互理解の促進、留学生の就職支援、受け入れ企業の拡大等により、外国人留学生の県内企業への就職を促進します。

また、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックや2026年に本県で開催するアジア競技大会などのスポーツの祭典は、人々に感動や喜びをもたらし、スポーツの価値を再認識させるだけでなく、子どもから大人までが、参加国・地域の文化、共生社会、持続可能な社会等について学ぶ機会となることも期待されています。

(参照: P36® グローバル化への関心、P22® 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

o 外国語教育の推進

高等学校での外国語教育については、指定校において英語を高いレベルで使いこなせる人材を育成する「あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業」、様々な国の人たちと共同生活を送ることで、英語への自信と関心を高め、相互理解の大切さを学ぶ「イングリッシュキャンプinあいち」、異文化体験の入口となる「イングリッシュ1DAYツアー」、指定校においてグローバル・リーダーの育成をめざす「スーパーグローバルハイスクール事業」等により、グローバルな社会で活躍する人材の育成を推進します。

また、ネイティブスピーカーから生きた外国語を学び、語学教育、国際理解 教育を充実するため、高等学校におけるALT(外国語指導助手)の配置を促進 します。

o 国際交流の推進

バンコク都、広東省、京畿道等への本県の高校生派遣及び同地域からの高校生訪問団の受入、学校訪問やホームステイを通じ、県内高校生と世界各地域の同年代の若者との交流を深めます。

また、テキサス州で開催される複合イベント「SXSW(サウス・バイ・サウスウエスト)」の見本市へ、県内大学の研究グループ等を出展させるため派遣し、ビジネスチャンスをつかむ機会を提供するとともに、州内の大学との共同研究や学術交流につながるよう、交流を深めます。

さらに、国が主催する青年国際交流事業について広く周知し、当地域の参加 青年が国際的な視野や課題対応力を高めることで、次世代のグローバル・リー



ダーの育成を図ります。

o オリンピック・パラリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成します。

世界で活躍するスポーツ選手、芸術家の育成



取組の視点

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックや2026年に本県で開催するアジア競技大会、当地域に定着してきた国内最大級の現代アートの祭典「あいちトリエンナーレ」は、これからのスポーツ界で活躍する人材や、文化芸術を担う人材を育成する契機となります。

世界で活躍するスポーツ選手や芸術家を育成するため、国際的に飛躍・発展 していくための機会の拡大などに取り組んでいく必要があります。

(参照: P223 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

o 世界で活躍するスポーツ選手の育成

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに本県ゆかりの選手を多数輩出し、県民の一体感や気運の醸成につなげるとともに、オリンピック・パラリンピックの日本代表レベルにある強化指定選手を対象にした競技力強化事業、次世代の人材育成事業を実施し、本県のスポーツ推進を支える好循環を創出します。

また、2026年には愛知・名古屋でアジア競技大会の開催が決定したことから、 東京2020オリンピック・パラリンピック後も選手強化を継続し、本県の競技力 向上に向けた取組を進めます。

o新進芸術家等の育成

全国や世界で活躍する芸術家を輩出することをめざし、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を始め、愛知芸術文化センターや県陶磁美術館において、新しいアートを創造する斬新な企画を実現・発表する場を提供し、若手芸術家の育成を支援していきます。

また、愛知芸術文化センターやまちなかのオープンスペース等を活用して若 手アーティストの活動発表の場を提供するなどして、芸術活動をいかした交流 の場づくりを進めます。

さらに、愛知県芸術文化選奨の「文化新人賞」により、愛知の芸術文化の向上



に将来にわたって貢献することが期待できる個人・団体を表彰するなど、世界 へ躍進していくための環境づくりを進めます。

4 社会貢献活動等に取り組む若者の応援

取組の視点

次代を担う子ども・若者自身や地域における主体的な社会貢献活動は、社会全体で見守り、応援するべき貴重な取組です。社会貢献活動に対する意識を高め、こうした活動が広がるよう、社会貢献活動に対する評価や社会的な認知度を高めていくことが大切です。

また、それぞれの活動分野で主体的に取り組む子ども・若者を、社会全体で 応援していくことが必要です。

(参照: P223 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

o 社会貢献活動等に取り組む若者の応援

非営利の性格を持ちながら、社会的な課題を解決することを目的とした社会 貢献活動に参加する子ども・若者を育成するため、社会貢献活動に身近に取り 組める場や機会を提供し、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進し ていきます。

また、愛知県青少年育成県民会議において、奉仕活動等を長年継続し、活動の成果が特に顕著な青少年及び青少年団体を表彰し、さらなる活動の発展を促進します。



「愛知県青少年育成県民会議青少年団体等表彰式」(平成30年5月)

○それぞれの活動に取り組む全ての子ども・若者の応援

民法改正により2022年から成年年齢が18歳に引き下がることを受け、子ども・若者に関する計画の策定や事業を立案するにあたり、子ども・若者が自らの考えを発言できる場を設けるなど、子ども・若者の社会形成への参画を促進します。また、子ども・若者の社会性や自主性を培うため、日ごろ感じていることや考えていることを発表する機会を設けるほか、子ども・若者への応援メッセージを届ける等、全ての子ども・若者を社会全体で応援していきます。



第4章 推進体制の整備・充実

1 県の体制の整備

知事を本部長とし、県の各部局、教育委員会、警察本部により組織している愛知県青少年育成推進本部を中心に、全庁的な取組体制のもと、庁内連絡会議を実施するなど連絡調整を密にして、計画を推進していきます。

また、地域の実情に即した施策を推進するため、東三河総局、新城設楽振興事務所、県民事務所及び県民センターに設置した愛知県青少年育成推進本部の支部との緊密な連携を図っていきます。

さらに、計画の推進にあたっては、子ども・若者の立場を第一に考え、必要に応じて、子ども・若者の意識や実態に関する調査を実施し、その結果を 県民に公表するとともに、施策に反映していきます。

2 国・市町村との連携の充実

子ども・若者育成支援推進法第4条では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、 実施する責務を有すると規定されています。引き続き、国・市町村との緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していきます。

また、子ども・若者にとって生活の基盤は身近な地域にありますが、住民により直接的な施策を展開している市町村には、子ども・若者の育成支援に向けた積極的な取組が、今後ますます期待されます。県は、市町村の子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、情報提供、情報共有、連絡調整などを行い、市町村への支援を積極的に行います。

3 民間組織との連携の充実

子ども・若者育成支援にあたっては、行政機関と民間組織が一体となって 取組を進めていくことが重要であるため、子ども・若者に関する関係団体等 で組織し、県民運動の推進母体となって活動している愛知県青少年育成県民 会議と密に連携し、計画を推進していきます。

また、市町村における青少年育成市町村民会議や子ども・若者の育成団体が実施する、子ども・若者が参加する体験・交流活動等を積極的に支援するとともに、これらの団体との更なる連携の強化を図ります。

さらに、ボランティア団体、NPO等の民間組織と連携し、相互協力のもとに、子ども・若者育成支援を推進します。



官民連携による子ども・若者育成支援の推進体制

愛知県青少年育成県民会議

愛知県青少年育成県民会議は、各種団体・行政機関が参加して昭和41年10月に結成されて以来、県の青少年施策と呼応した県民総ぐるみの青少年育成県民運動を着実に進めています。

県は、県民会議と連携し、地域に根ざした青少年育成県民運動の組織的な展開に努めており、昭和43年度から、青少年育成県民運動の推進母体である県民会議の実施する県民 運動推進事業・社会参加活動推進事業に対し助成しています。

〇 概 要

- 1 設立昭和41年10月24日
- 2 背 景 昭和 30 年代後半の青少年非行の急激な増加を背景に、次代を担う青少年を明るく健やかに育成するため、中央の青少年育成国民運動に呼応して本県においても設置されました。
- 3 目 的 青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応 して青少年の健全な育成を図ることを目的としています。
- 4 事務局 愛知県県民文化部社会活動推進課 (事務局長:社会活動推進課長)
- 5 組織(平成30年4月1日現在)
 - 参加機関・団体(250) 青少年育成市町村民会議(42)

青少年団体(29)

青少年育成団体(80)(うちNPO 22)

青少年教育関係(20)

報道関係 (16)

参加機関 (63)

6 活動内容

青少年育成県民運動の推進母体として、官民一体となった県民総ぐるみの青少年育成 運動を展開しています。

- (1) 青少年育成県民運動推進事業
 - o 県民運動の総合的推進(啓発資材配布、街頭啓発等)
 - o 機関紙「Next Generation 次代」の発行
 - o インターネットホームページによる情報提供
 - o 青少年を取り巻く有害環境対策への協力
 - o 青少年育成アドバイザーの活用促進
- (2) 社会参加活動推進事業
 - o 優良青少年団体等の表彰
 - o 少年の主張愛知県大会開催への協力
- (3) 青少年団体活動支援事業
 - 青少年団体活動の後援

数値目標

施策目標>>> I 全ての子ども・若者の健やかな育成

指標	現状値	目標値(※3)	内 容
「愛知県版子どもの体力向上運動プログラム」の 活用状況の割合 (小学校)	99.4%	100%	県内小学校における運動プログラムの活用を 促進し、子どもの体力向上を図る。
全校一斉読書活動の実施校の割合 (小・中学校) (※1)	小学校 99.1% 中学校 95.0%	小学校 100% 中学校 100%	全校一斉読書活動を県内すべての学校で実施する。
小学校におけるキャリア教育の一環としての 体験活動を推進している学校の割合	76.3%	小学校 100%	すべての小学校において、体験活動を通した キャリア教育の充実を図る。
全日制県立高等学校におけるインターンシップ 等の体験人数	17,323人	18,000人	専門学科、総合学科に加え、普通科の生徒の インターンシップ等への参加者を増やし、体験 を通じた体系的なキャリア教育の指導を図る。
少年消防クラブの設置クラブ数	888クラブ	930クラブ	小学校5年生から中学生を対象に設置する少年消防クラブ数を増やし、学校や地域における 火災予防を図る。
「総合型地域スポーツクラブ」が設立されている 市町村の割合	94.4%	100%	スポーツを通して、子ども・若者をはぐくむ 地域づくりの核として期待されている「総合型 地域スポーツクラブ」を設立している市町村 数を増やす。

施策目標>>> Ⅱ 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

指 標	現状値	目標値(※3)	内 容
子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内 の子ども・若者の割合	57.5%	70%	子ども・若者支援地域協議会の設置を促進し、 不登校、ひきこもり、若年無業者等自立に困難 を抱える者への包括的な支援を行う。
子ども・若者総合相談センターを利用できる県 内の子ども・若者の割合	57.5%	70%	子ども・若者に関する相談窓口となる子ども・ 若者総合相談センターとしての機能を担う体制 の確保の促進を図る。
不就学と推計される外国人児童生徒数	2,664人	1,800人	学齢期にありながら就学していないと推計され る外国人児童生徒数の減少を図る。
特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率	37.8%	50%	障害者雇用に関する関係機関との連携をさら に強化し、幅広い業種への職域の拡大を図っ ていく。

施策目標>>> Ⅲ 子ども・若者の成長のための地域社会づくり

指標	現状値	目標値(※3)	内 容
放課後児童クラブの登録児童数	54,469人	56,426人	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、 新たに開設する放課後児童クラブについては、 小学校内で実施することを目指し、放課後児童 クラブの計画的な整備等を進め、待機児童の 解消を図る。
社会人講師の学校年間派遣時間数(県立高校)	276時間	280時間	キャリア教育の推進及び専門的知識・技能の 深化を図る。
学校支援ボランティアの実施校の割合 (小・中学校) (※1)	小学校 98.4% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%	学校支援ボランティアが学習支援や部活動の 指導など、学校教育活動の支援を行う体制作り を推進する。
利用者支援事業(妊産婦や子育て家庭が身近な場所で相談でき、その個別ニーズに応じて適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する事業)の実施市町村数	24市	44市町村	教育・保育・保健その他の子育て支援の情報 提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との 調整を行う。
愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録数	94社増加(新規登録)	60社増加(新規登録) /年度	従業員が、仕事と育児・介護・地域活動などを 両立できるよう積極的に取り組む「愛知県ファ ミリー・フレンドリー企業」への登録を推進し、 仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境の 整備を進める。
放課後・土曜日等の教育活動の実施市町村数 (※2)	32市町	全市町村	放課後子ども教室・土曜日の教育活動の全市 町村での実施に向け、事業を推進する。

施策目標>>> IV 未来をつくる子ども·若者の活躍促進

指 標	現状値	目標値(※3)	内 容
高校生の技能検定合格者数	716人	800人	職業教育の充実及び技能の深化を図る。
航空宇宙産業の人材確保に関する企業見学等 の参加者数	23人	125人 (計画期間内の累計)	航空宇宙産業における県内中小企業の人材 確保を支援する。
出張発明クラブ参加者数	327人	120人/年度	少年少女発明クラブ未設置市町村の小・中学 生を対象に出張発明クラブを開催し、次代を担 う子どもたちの科学技術に対する興味・関心 の醸成を図る。
高校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	35.5%	60%以上	学校教育における実践的な英語力の強化を 図る。

- ※1 名古屋市を除く
- ※2 名古屋市・中核市を除く
- ※3 各個別計画の目標値と連動するものを含む



参考資料

1 策定過程

年月日	事項等
平成 29 年 6 月 22 日	第1回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議(P79参照) ⇒子ども・若者の生活実態・意識調査に係る検討
平成 29 年 8 月	子ども・若者の生活実態・意識調査 ⇒県内の子ども・若者(15~39歳) 3,000人に対し、生活実態、自己肯定感、 将来展望等45問について調査を実施 (調査期間 H29.8.14~9.10)
平成 29 年 9 月 14 日	第2回子ども·若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の骨子検討
平成 29 年 10 月 26 日	第1回愛知県青少年育成推進本部幹事会(P78参照) ⇒子ども・若者育成支援に係る新計画の策定について説明 子ども・若者の生活実態・意識調査の結果(速報)について説明
平成 29 年 12 月 18 日	第3回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒生活実態・意識調査(速報)に基づく現状分析の説明
平成30年3月2日	第4回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒生活実態・意識調査の結果の説明 新計画の素案検討
平成30年3月19日	第2回愛知県青少年育成推進本部幹事会 ⇒新計画の策定スケジュールについて説明 新計画の素案について説明
平成 30 年 5 月 16 日	第5回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の案検討 子ども・若者への応援メッセージ集の案検討
平成 30 年 6 月 8 日 ~ 7 月 7 日	パブリック・コメント ⇒有識者会議の意見を踏まえた新計画案についてパブリック・コメントを実施
平成 30 年 7 月 18 日	第6回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒パブリック・コメントによる県民意見を踏まえた新計画案について説明
平成30年8月6日	愛知県青少年育成推進本部会議(P78参照) ⇒パブリック・コメントを踏まえた最終的な案について了承



2 愛知県青少年育成推進本部設置要綱

(設置)

第1条 青少年施策に関する総合的な企画、調整及び 推進を行うため、愛知県青少年育成推進本部(以下 「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 青少年施策に関する基本的かつ総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 青少年施策に関する知事の事務部局、教育委員会及び警察本部(以下「県関係部局」という。)との連絡に関すること。
- (3) 県内市町村の行う青少年育成推進事業についての連絡及び助言に関すること。

(組 織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって 組織する。
- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。 * 本部員は、別妻に掲げる県関係部島の長をむって充
- 3 本部員は、別表に掲げる県関係部局の長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、本部の部務を総理し、本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あると

きは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が招集、議長となる。 (幹事会)
- 第6条 本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる県関係部局の関係課室長 をもって構成し、幹事会長は県民文化部長をもって 充てる。
- 3 幹事会の下に副幹事会を置くことができる。(支 部)
- 第7条 本部の事務を分掌させるため、支部を置く。
- 2 支部の所掌事務、組織、名称、位置、所管区域その他必要な事項は別に定める。

(庶 務)

第8条 本部に関する庶務は、県民文化部社会活動推進課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、本部の組織 及び運営に関し必要な事項は、そのつど本部長が 定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表	
本 部 員	幹事
政 策 企 画 局 長	企 画 課 長 国 際 課 長
振 興 部 長振 興 部 長振 興 部 観 光 局 長県 民 文 化 部 長	地 域 政 策 課 長 観 光 振 興 課 長 社 会 活動推進課多文化共生推進室長 地 域 安 全 課 長 地 域 安 全 課 長 学 事 振 興 課 長
防 災 局 長環 境 部 長健 康 福 祉 部 長	
健康福祉部保健医療局長 産 業 労 働 部 長 産 業 労 働 部 労 政 局 長	障害福祉課ころの健康推進室長 医 薬 安 全 課 長 産 業 科 学 技 術 課 長 労 働 福 祉 課 長 就 業 促 進 課 長
 農林水產部農林基盤局長 建 設 部 長 病 院 事 業 庁 長 教 育 長 	農 株 会 要 要 要 要 要 要 要 要 要 要 要 要 要
警 察 本 部 長	保健体育スポーツ課健康学習室長 少 年 課 長

3 子ども・若者の育成支援を考える有識者会議

「子ども・若者の育成支援を考える有識者会議」委員名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	貴戸 理恵	関西学院大学社会学部社会学科 准教授
	○中野 靖彦	愛知教育大学 名誉教授
	永田 雅子	名古屋大学 心の発達支援研究実践センター こころの育ちと家族分野 教授
	服部 美奈	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授
	平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授
学校関係者	戸倉隆	愛知県公立高等学校長会:愛知県立惟信高等学校長
	松村 光洋 (H29 年度就任)	愛知県小中学校長会:北名古屋市立師勝小学校長
	夏目 真治 (H30 年度就任)	愛知県小中学校長会:新城市立新城小学校長

〇 座長



「子ども・若者の育成支援を考える有識者会議」の様子



4 子ども・若者の生活実態・意識調査

目 的	新計画を時代に即したものとし、施策に反映するため、子ども・若者自身の生活実態や 自己肯定感、将来展望などについて調査した。					
調査対象	県内市町村在住の	県内市町村在住の 15 歳から 39 歳までの男女 3,000 人				
調査期間	平成 29 年 8 月 14	4日~9月10日				
調査主体	愛知県県民生活部	社会活動推進課				
調査項目	全 45 問					
	①自身のこと					
	②現在の生活のこ	ک				
	③自身について感	じていること、将来に	こついて考えて	いること		
	④自身の居場所や	人とのつながりについ	って感じている	こと		
	⑤悩みごとなど					
	⑥インターネット	利用のこと				
	⑦地域のことやボ	ランティア活動のこと	_			
	⑧社会全般のこと					
回収率	40.1%					
	【回答者の属性】					
	①性別	性別	回答者数	構成比		
		男性	509	42.6%		
		女 性	686	57.4%		
		無回答	1	0.1%		
		全 体	1,196	100.0%		
	○ /工#A	- 15 A	Esta da Visi	146 . 5.11		
	②年齢	年齢	回答者数	構成比		
		15歳以上19歳以下	230	19.2%		
		20歳以上24歳以下 25歳以上29歳以下	198 257	16.6% 21.5%		
		30歳以上34歳以下	301	25.2%		
		35歳以上39歳以下	207	17.3%		
		無回答	3	0.3%		
		合 計	1,196	100.0%		
	③国籍	国 籍	回答者数	構成比		
		日本	1,186	99.2%		
		日本以外	6	0.5%		
	無回答 4 0.3%					
	全 体 1,196 100.0%					



5 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)

第一章 総則(第一条-第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条 第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができる ようにするための支援(第十五条-- 第二十五条)

第四章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第 三十三条)

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その 健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであ ることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条 約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の 問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健や かな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことがで きるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者 育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方 公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとと もに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等によ り、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・ 若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援 施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

- **第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理 念として行われなければならない。
 - 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
 - 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
 - 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会 的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好 な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とする
 - 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成 員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら 一体的に取り組むこと。

- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その 他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者 育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図り つつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施 策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなけ ればならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、 国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並び に民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分 野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成 支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育 成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
 - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その 他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - 二 イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成 支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために 必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団 体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調 査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の 向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する 事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施 策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子 ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。これを変更したときも、同 様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案 して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支 援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・ 若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は 市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。これを変更したときも、同様と する。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施 に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に 反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共 団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の 社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。
 - 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、 関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な 場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - **五** 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - ☆ 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援 に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若



者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談 及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

- **第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。
 - 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握する
 - 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子 ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若 者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に 応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
 - 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

- 第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に 組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図る ため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される 子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置 くよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

- 第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を 行うものとする。
- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関

する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

- 第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる
- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

- 第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。
- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と 連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要 に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支 援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

- 第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条 第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする
- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の 対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な 協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成 支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

- 第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本 部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に 応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進副本部員及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

- 第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長 (以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充て る。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督 する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

- 第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

- 第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。
- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 国家公安委員会委員長
 - 二 総務大臣
 - 三 法務大臣
 - 四 文部科学大臣
 - 五 厚生労働大臣
 - 六 経済産業大臣
 - 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以 外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

- 第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると 認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必 要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、 本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 **則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)** (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

6 子供・若者育成支援推進大綱(概要)

子供·若者育成支援推進大綱(概要)

平成28年2月9日(火) 子ども・若者育成支援推進本部決定

~全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して~

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- ○全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 〇子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- ○全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

- 【 家 庭 】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
 - ・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
 - ・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【地域社会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 - ・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【情報通信環境】・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
 - ・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【 雇 用 】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てる<u>キャリア教育、就業能力開発の機会の充実</u>が重要
 - ·円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による<u>若者の雇用安定化と所得向上</u>が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓 ロの整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- 子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切 な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の値やかな育成

- (1)自己形成のための支援
 - ①日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ②学力の向上 ③大学教育等の充実
- (2)子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ①健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の 充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ②子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③被害防止のための教育
- (3)若者の職業的自立、就労等支援
- ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実
- (4)社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1)子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な 支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成等
- (2)困難な状況ごとの取組
- ①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
- ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
- ②障害等のある子供・若者の支援
- ③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
- ④子供の貧困問題への対応
- ・国民運動の取組の展開、充実等
- ⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3)子供・若者の被害防止・保護
- ①児童虐待防止対策
- ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
- ②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1)家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
- ①保護者等への積極的な支援
- ②「チームとしての学校」と地域との連携・協働
- ③地域全体で子供を育む環境づくり
- ・放課後子ども総合プランの推進
- ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
- ④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2)子育て支援等の充実
- (3)子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊 体験プログラムの実施 等
- (4)ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の義成

- (1)地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の 多様な主体の参加促進 等
- (2)専門性の高い人材の養成・確保

 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成 ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1)グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2)イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成 ・ 先進的な理数教育の支援 等
- (3)情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決で きる人材を育成
- (4)地域づくりで活躍する若者の応援
- ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
- ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5)国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成 ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化 ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成

- (6)社会貢献活動等に対する応援
- 内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1)子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有(2)広報啓発等(3)国際的な連携・協力
- ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

あいち子ども・若者育成計画 2022

平成 30 年 8 月 愛知県県民文化部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話:052-954-6175(ダイヤルイン) FAX:052-971-8736

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/ kodomowakamono2022sakutei.html



